

診療所開設等手続きの手引き

秋 田 県

目 次

1 診療所の開設時等に必要となる申請・届出について

- (1) 新たに診療所を開設する場合
 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合) . . . 1
- (2) 新たに診療所を開設する場合
 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合) . . . 2
- (3) 変更の手続きについて
 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合) . . . 3
- (4) 変更の手続きについて
 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合) . . . 7
- (5) 診療所を休止・廃止・再開する場合
 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合) . . . 12
- (6) 診療所を休止・廃止・再開する場合
 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合) . . . 13

2 各申請・届出の概要について

- (1) 様式第1号 医療機能情報報告書 . . . 14
- (2) 様式第2号 医療機能情報変更報告書 . . . 14
- (3) 様式第3号 病院又は診療所開設許可申請書 . . . 15
- (4) 様式第5号 病院、診療所又は助産所開設届 . . . 15
- (5) 様式第6号 診療所開設届 . . . 16
- (6) 様式第8号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項
 変更許可申請書 . . . 16
- (7) 様式第9号 診療所病床設置許可申請書 . . . 17
- (8) 様式第10号 診療所病床の設置許可事項変更許可
 申請書 . . . 17
- (9) 様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可(届出) . . . 18
 事項変更届
 【開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合】
- (10) 様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可(届出) . . . 19
 事項変更届
 【開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の以外場合】

(11)	様式第16号	専属薬剤師設置免除許可申請書	・・・	20
(12)	様式第17号	病院、診療所又は助産所の休止、廃止 又は再開届	・・・	20
(13)	様式第18号	病院、診療所又は助産所の開設者の 死亡（失そう）届	・・・	21
(14)	様式第19号	開設者が他の者を管理者とする許可 申請書	・・・	21
(15)	様式第20号	2箇所以上の病院、診療所又は助産所の 管理許可申請書	・・・	22
(16)	様式第22号	病院、診療所又は助産所使用許可申請書	・・・	22
(17)	様式第23号	エックス線装置設置届	・・・	23
(18)	様式第30号	エックス線装置等届出事項変更届	・・・	24
(19)	様式第31号	エックス線装置等廃止届	・・・	25
3	診療所Q&A		・・・	26

手引きの活用に係る留意事項等

- 1 この手引きでは秋田県内の下記の保健所（秋田市保健所を除く）で受付する医療法上の診療所の開設等に係る申請・届出等について基本的な事項をまとめています。

診療所の所在地	所管保健所名	所在地	電話番号
大館市、鹿角市、小坂町	大館保健所	大館市十二所字 平内新田 237-1	0186-52-3952
北秋田市、上小阿仁村	北秋田保健所	北秋田市鷹巣字 東中岱 76-1	0186-62-1165
能代市、藤里町、三種町 八峰町	能代保健所	能代市御指南町 1-10	0185-55-8023
男鹿市、潟上市、五城目町 八郎潟町、井川町、大潟村	秋田中央 保健所	潟上市昭和乱橋 古開 172-1	0188-55-5171
由利本荘市、にかほ市	由利本荘 保健所	由利本荘市水林 408	0184-22-4120
大仙市、仙北市、美郷町	大仙保健所	大仙市大曲上栄 町 13-62	0187-63-3403
横手市	横手保健所	横手市旭川一丁 目 3 番 46 号	0182-32-4006
湯沢市、羽後町、東成瀬村	湯沢保健所	湯沢市千石町二 丁目 1 番 10 号	0183-73-6155

- 2 診療所の人員や構造設備状況により特別な許可が必要になる場合や必要な書類が変わる場合があります。
この手引きを参考にしつつ、手続きの方法やその時期等について所管の保健所担当者に事前相談することを推奨します。
- 3 秋田県では医療法に基づく申請・届出の様式をホームページで公開していますので御活用ください。

秋田県ホームページ

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>

1 診療所の開設時等に必要となる申請・届出について

(1) 新たに診療所を開設する場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	診療所を開設する場合	様式第1号 医療機能情報報告書	P 1 4
		様式第6号 診療所開設届	P 1 6
2	エックス線装置を設置する場合	様式第23号 エックス線装置設置届	P 2 3
3	医師が常時3名以上勤務し、薬剤師を配置しない場合	様式第16号 専属薬剤師設置免除許可申請書	P 2 0
4	開設者以外の者を管理者とする場合	様式第19号 開設者が他の者を管理者とする許可申請書	P 2 1
5	管理者が2箇所以上の病院、診療所を管理する場合	様式第20号 2箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書	P 2 2
6	病床を設置する場合	様式第9号 診療所病床設置許可申請書	P 1 7
		様式第22号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書	P 2 2

(2) 新たに診療所を開設する場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	診療所を開設する場合	様式第1号 医療機能情報報告書 様式第3号 病院又は診療所開設許可申請書 様式第5号 病院、診療所又は助産所開設届	P 1 4 P 1 5 P 1 5
2	エックス線装置を設置する場合	様式第23号 エックス線装置設置届	P 2 3
3	医師が常時3名以上勤務し、薬剤師を配置しない場合	様式第16号 専属薬剤師設置免除許可申請書	P 2 0
4	管理者が2箇所以上の病院、診療所を管理する場合	様式第20号 2箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書	P 2 2
5	病床を設置する場合	様式第9号 診療所病床設置許可申請書 様式第22号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書	P 1 7 P 2 2

(3) 変更の手続きについて

(開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）の場合)

	事 案	必要な様式	ページ
1	名称を変更する場合	様式第2号	P 1 4
2	開設者（管理者）の氏名（婚姻等による変更）を変更した場合	医療機能情報変更報告書	P 1 8
3	診療科目を変更した場合	様式第12号	
4	診療日、診療時間を変更した場合	病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	
5	病床を減床、廃止した場合		
6	敷地の面積及びその平面図を変更した場合	様式第12号	
7	構造設備概要及び建物平面図を変更した場合	病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P 1 8
8	開設者（管理者）の住所を変更した場合		
9	医師、歯科医師を雇用（解雇）した場合		
10	薬剤師を変更した場合		
11	住居表示に変更があった場合	様式第2号	P 1 4
12	電話番号、ファクシミリ番号を変更した場合	医療機能情報変更報告書	
13	構造設備概要及び建物平面図を変更する場合	様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P 1 8
		様式第22号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書 ※病床を設置する（している） 場合	P 2 2

	事 案	必要な様式	ページ
1 4	定員を変更する場合	様式第10号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書 ※療養病床を設置している場合 様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P 1 7 P 1 8
1 5	病床を設置する（増床する）又は病床種別を変更する場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書 様式第9号 診療所病床設置許可申請書 ※病床を初めて設置する場合 様式第10号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書 ※病床を増床する又は病床種別を変更する場合 様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届 様式第22号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書	P 1 4 P 1 7 P 1 7 P 1 8 P 2 2
1 6	医師が常時3名以上勤務し、薬剤師を配置しない場合	様式第16号 専属薬剤師設置免除許可申請書	P 2 0

	事 案	必要な様式	ページ
17	開設者以外の者を管理者とする場合	様式第19号 開設者が他の者を管理者とする許可申請書	P21
18	管理者が2箇所以上の病院、診療所を管理する場合	様式第20号 2箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書	P22
19	エックス線装置を初めて設置する場合	様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P18
		様式第22号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合	P22
		様式第23号 エックス線装置設置届	P23
20	エックス線装置を更新する場合（装置のみの変更）	様式第22号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合	P22
21	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴わない）	様式第30号 エックス線装置等届出事項変更届	P24

(4) 変更の手続きについて

(開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の場合)

	事 案	必要な様式	ページ
1	開設者の氏名を変更した場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書	P 1 4
2	管理者の氏名を変更した場合	様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設 許可（届出）事項変更届	P 1 9
3	名称を変更した場合		
4	診療科目を変更した場合		
5	目的、維持の方法を変更する場合	様式第8号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書	P 1 6
6	敷地の面積及びその平面図を変更する場合		
7	診療時間を変更した場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書	P 1 4
8	住居表示に変更があった場合		
9	電話番号、ファクシミリ番号を変更した場合		
10	定款、寄付行為を変更した場合	様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設 許可（届出）事項変更届	P 1 9
11	汚水排水設備等を変更した場合		
12	開設者の住所を変更した場合		
13	管理者の住所を変更した場合		

	事 案	必要な様式	ページ
1 4	定員を変更する場合	様式第 8 号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書	P 1 6
		様式第 1 0 号 診療所病床の設置許可事項変 更許可申請書 ※療養病床を設置している場 合	P 1 7
1 5	建物の構造概要及び平面 図を変更する場合	様式第 8 号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書	P 1 6
		様式第 1 0 号 診療所病床の設置許可事項変 更許可申請書 ※療養病床を設置しており、機 能訓練室、談話室、食堂、浴室 の構造設備に変更がある場合	P 1 7
		様式第 2 2 号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書 ※病床を設置する（している） 場合	P 2 2
1 6	管理者が 2 箇所以上の病 院、診療所を管理する場合	様式第 2 0 号 2 箇所以上の病院、診療所又は 助産所の管理許可申請書	P 2 2

	事 案	必要な様式	ページ
17	医師が常時3名以上勤務し、薬剤師を配置しない場合	様式第16号 専属薬剤師設置免除許可申請書	P20
18	病床を減床する（廃止する）場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書	P14
		様式第8号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書 ※減床により、構造設備等に変更がある場合	P16
		様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P19
		様式第22号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※減床により、構造設備等に変更がある場合	P22

	事 案	必要な様式	ページ
19	病床を設置する(増床する) 又は病床種別を変更する場 合	様式第2号 医療機能情報変更報告書	P14
		様式第8号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書	P16
		様式第9号 診療所病床設置許可申請書 ※病床を初めて設置する場合	P17
		様式第10号 診療所病床の設置許可事項変更 許可申請書 ※病床を増床する又は病床種別 を変更する場合	P17
		様式第22号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書 ※病床を設置する(している) 場合	P22
20	エックス線装置を初めて設 置する場合	様式第8号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書	P16
		様式第22号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書 ※病床をしている場合	P22
		様式第23号 エックス線装置設置届	P23

	事 案	必要な様式	ページ
2 1	エックス線装置を更新する場合（装置のみの変更）	様式第 2 2 号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書	P 2 2
2 2	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴わない）	※病床を設置している場合 様式第 3 0 号 エックス線装置等届出事項変更届	P 2 4
2 3	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴う）	様式第 8 号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書 様式第 2 2 号 病院、診療所又は助産所 使用許可申請書 ※病床を設置している場合 様式第 3 0 号 エックス線装置等届出事項変更届	P 1 6 P 2 2 P 2 4
2 4	エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師の氏名を変更する場合	様式第 3 0 号 エックス線装置等届出事項変更届	P 2 4
2 5	エックス線診療室の構造設備及びその予防措置に変更がある場合。	様式第 8 号 病院、診療所又は助産所の開設 許可事項変更許可申請書 ※構造設備に変更がある場合 様式第 3 0 号 エックス線装置等届出事項変更届	P 1 6 P 2 4

(5) 診療所を廃止・休止・再開した場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合)

	事 案	必要な様式	ページ
1	診療所を廃止する場合 (開設者の死亡、失そうによる場合)	様式第2号 医療機能情報変更報告書 様式第18号 病院、診療所又は助産所の開設者の死亡(失そう)届 様式第31号 エックス線装置等廃止届	P 1 4 P 2 1 P 2 5
2	診療所を廃止する場合 (開設者の死亡、失そうによらない場合)	様式第2号 医療機能情報変更報告書 様式第17号 病院、診療所又は助産所の休止、廃止又は再開届 様式第31号 エックス線装置等廃止届	P 1 4 P 2 0 P 2 5
3	診療所を休止(再開)する場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書 様式第17号 病院、診療所又は助産所の休止、廃止又は再開届	P 1 4 P 2 0

(6) 診療所を廃止・休止した場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)

	事 案	必要な様式	ページ
1	診療所を廃止する場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書 様式第18号 病院、診療所又は助産所の開設者の死亡(失そう)届 ※個人開設の場合 様式第31号 エックス線装置等廃止届	P14 P21 P31
2	診療所を休止(再開)する場合	様式第2号 医療機能情報変更報告書 様式第17号 病院、診療所又は助産所の休止、廃止又は再開届	P14 P20

2 各届出・申請の概要について

(1) 様式第1号 医療機能情報報告書

事象	(1) 診療所を新たに開設した場合 (2) 県が条例に基づき年1回の報告を求めた場合
根拠法令	医療法第6条の3第1項
提出期限	事象(1)の場合・・・開設後 事象(2)の場合・・・各年6月30日まで
添付書類	報告書 (病院、診療所、歯科診療所で様式が異なる。)
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・事象(2)の場合はあらかじめ付与された機関コード及びパスワードによりインターネット報告が可能です。 (URL： http://www.qq.pref.akita.lg.jp/)

(2) 様式第2号 医療機能情報変更報告書

事象	診療所の①名称、②開設者、③管理者、④所在地 ⑤住民案内用で電話番号及びFAX番号 ⑥診療科目⑦診療日及び診療時間(診療科目別) ⑧病床数(病床の種別ごと)に変更があった場合
根拠法令	医療法第6条の3第2項
提出期限	変更後速やかに
添付書類	なし
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・あらかじめ付与された機関コード及びパスワードによりインターネット報告が可能です。 (URL： http://www.qq.pref.akita.lg.jp/)

(3) 様式第3号 病院又は診療所開設許可申請書

事象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の者が診療所を開設する場合
根拠法令	医療法第7条第1項
提出期限	あらかじめ
添付書類	①（開設者が法人の場合）定款、寄付行為、条例等 ②敷地の平面図 ③建物の平面図 ④エックス線診療室の放射線防護図（遮蔽計算書） ⑤敷地周辺の見取り図 ⑥汚水排水届出書
提出部数	1部
手数料	18,000円（秋田県証紙）
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。 ・事務処理に時間を要する場合もありますので、事前にお申請時期等について相談することを推奨します。

(4) 様式第5号 病院、診療所又は助産所開設届

事象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の者が診療所開設許可を受けて、診療所を開設した場合
根拠法令	医療法施行令第4条の2第1項
提出期限	開設後10日以内
添付書類	①管理者の医師（歯科医師）免許証の写し ②管理者の臨床研修修了登録証の写し ③診療に従事する医師（歯科医師）免許証の写し
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(5) 様式第6号 診療所開設届

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）が診療所を開設した場合
根拠法令	医療法第8条
提出期限	開設後10日以内
添付書類	①開設者（管理者）の医師（歯科医師）免許証の写し ②開設者（管理者）の臨床研修修了登録証の写し ③診療に従事する医師（歯科医師）免許証の写し ④敷地周辺の見取り図 ⑤敷地の平面図 ⑥建物の平面図
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(6) 様式第8号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の者が開設した診療所において下記の事項に変更が生じた場合 ①目的、維持の方法 ②従業員の定員 ③敷地の面積及び平面図 ④建物の構造概要及び平面図 ⑤病床数（増床する場合）
根拠法令	医療法第7条第2項
提出期限	あらかじめ
添付書類	上記事象のうち③④⑤の場合 ・新旧建物平面図
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(7) 様式第9号 診療所病床設置許可申請書

事 象	新たに病床を設置しようとする場合
根拠法令	医療法第7条第3項
提出期限	あらかじめ
添付書類	建物平面図
提出部数	1部
手数料	なし
その他	<ul style="list-style-type: none">・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。・地域により病床を設置できない場合がありますので、あらかじめ所管の保健所にご相談ください。

(8) 様式第10号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書

事 象	病床を設置している診療所において次の事項を変更する場合 ①従業員の定員 ②機能訓練室、談話室、食堂、浴室の構造設備 (療養病床設置の場合) ②病床数(増床の場合)
根拠法令	医療法第7条第3項
提出期限	あらかじめ
添付書類	建物平面図
提出部数	1部
手数料	なし
その他	<ul style="list-style-type: none">・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。・地域により増床できない場合がありますので、あらかじめ所管の保健所にご相談ください。

(9) 様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可(届出)事項変更届
【開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合】

事象	臨床研修等修了医師(歯科医師)が開設した診療所において次の事項を変更した場合 ①名称、②診療科目、③定員、④敷地の面積及び平面図 ⑤建物構造概要及び平面図、⑥病床数 ⑦管理者の住所、氏名、 ⑧診療に従事する医師、歯科医師の氏名 ⑨診療日、診療時間、⑩薬剤師の氏名
根拠法令	医療法第4条第3項
提出期限	変更後10日以内
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の面積及び平面図を変更する場合 ①新旧敷地平面図 ・建物構造概要及び平面図を変更する場合 ①新旧建物平面図 ・病床数を変更する場合 ①新旧建物平面図 ・診療に従事する医師、歯科医師を変更する場合 ①医師(歯科医師)免許証の写し ②臨床研修修了登録証の写し
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(10) 様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届
 【開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合】

事象	臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の者が開設した診療所において次の事項を変更した場合 ①開設者の住所・氏名、②名称、③診療科目 ④病床数（減床の場合のみ）、⑤定款、寄付行為 ⑥汚水関係届出事項、⑦管理者の住所、氏名
根拠法令	医療法第4条第1項
提出期限	変更後10日以内
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、寄付行為を変更した場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 更後の定款、寄付行為 ・病床数を変更した場合 <ul style="list-style-type: none"> ①新旧敷地平面図 ・管理者の住所、氏名が変更になった場合 （管理者の変更の場合） <ul style="list-style-type: none"> ①医師（歯科医師）免許証の写し ②臨床研修修了登録証の写し
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(11) 様式第16号 専属薬剤師設置免除許可申請書

事象	医師が常時3人以上勤務する診療所において、専属薬剤師を置かない場合
根拠法令	医療法第18条ただし書
提出期限	あらかじめ
添付書類	なし
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(12) 様式第17号 病院、診療所又は助産所の休止、廃止又は再開届

事象	診療所を休止・廃止・再開した場合
根拠法令	医療法第8条の2第2項、第9条第1項
提出期限	休止、廃止、再開後10日以内
添付書類	なし
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(13) 様式第18号 病院、診療所又は助産所の開設者の死亡（失そう）届

事象	臨床研修等修了医師(歯科医師)が開設する診療所において、開設者が死亡又は失そう宣告を受けた場合
根拠法令	医療法第9条第2項
提出期限	死亡（失そう）後10日以内
添付書類	戸籍抄本（開設者との関係がわかる書類）
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(14) 様式第19号 開設者が他の者を管理者とする許可申請書

事象	臨床研修等修了医師(歯科医師)が開設する診療所において、開設者以外の者（医師）を管理者とする場合
根拠法令	医療法第12条第1項
提出期限	あらかじめ
添付書類	①管理者にしようとする者の医師（歯科医師）免許証の写し ②管理者にしようとする者の臨床研修修了登録証の写し
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(15) 様式第 2 0 号 2 箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書

事 象	管理者が 2 箇所以上の診療所を管理する場合
根拠法令	医療法第 1 2 条第 2 項
提出期限	あらかじめ
添付書類	① 承諾書（申請者と現に管理している診療所の開設者が異なる場合）
提出部数	1 部
手 数 料	なし
そ の 他	・ 場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(16) 様式第 2 2 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書

事 象	入院設備を有する診療所がその構造設備を使用する場合
根拠法令	医療法第 2 7 条
提出期限	あらかじめ
添付書類	なし
提出部数	1 部
手 数 料	2 2, 0 0 0 円（秋田県証紙）
そ の 他	・ 場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(17) 様式第23号 エックス線装置設置届

事 象	診療所に初めてエックス線装置を設置する場合
根拠法令	医療法第15条第3項
提出期限	設置後10日以内
添付書類	<p>①様式第23号 別紙1</p> <p>②エックス線装置の位置を記したエックス線診療室の平面図及び側面図</p> <p>③施設の防護に関する検査・測定結果 (理論計算により規制値を算出した場合はその計算書)</p> <p>④管理区域を明示したエックス線診療関係施設の平面図</p> <p>⑤エックス線診療関係施設の周囲の状況のわかる平面図 の概念図(上下階を含む。)</p> <p>⑥機器の性能等を記した仕様書</p> <p>⑦移動型の場合は保管場所を示した平面図</p> <p>⑧車両内に設置の場合は車検証の写し</p>
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(18) 様式第30号 エックス線装置等届出事項変更届

事 象	<p>エックス線装置を設置している診療所において次の事項を変更した場合</p> <p>①エックス線装置の製作者名、型式及び台数</p> <p>②エックス線高電圧発生装置の定格出力</p> <p>③エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要</p> <p>④エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴</p>
根拠法令	医療法第15条第3項
提出期限	変更後10日以内
添付書類	<p>①様式第23号 別紙1</p> <p>②エックス線装置の位置を記したエックス線診療室の平面図及び側面図</p> <p>※エックス線装置を設置、更新した場合</p> <p>③施設の防護に関する検査・測定結果 (理論計算により規制値を算出した場合はその計算書)</p> <p>※エックス線装置を設置、更新した場合</p> <p>④管理区域を明示したエックス線診療関係施設の平面図</p> <p>※エックス線装置を設置、更新、またエックス線診療室の構造設備に変更がある場合</p> <p>⑤エックス線診療関係施設の周囲の状況のわかる平面図の概念図(上下階を含む。)</p> <p>※エックス線装置を設置、更新、またエックス線診療室の構造設備に変更がある場合</p> <p>⑥機器の性能等を記した仕様書</p> <p>※エックス線装置を設置、更新した場合</p> <p>⑦移動型の場合は保管場所を示した平面図</p> <p>⑧車両内に設置の場合は車検証の写し</p>
提出部数	1部
手数料	なし
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(19) 様式第 3 1 号 エックス線装置等廃止届

事 象	診療所の廃止等に伴い、エックス線装置をすべて廃止する場合
根拠法令	医療法第 1 5 条第 3 項
提出期限	廃止後 1 0 日以内
添付書類	①様式第 2 3 号 別紙 1
提出部数	1 部
手 数 料	なし
そ の 他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

3 診療所開設等に係る Q & A

Q-1 診療所の開設許可が与えられない場合はありますか。

A-1 申請する施設に必要とされる人員配置や構造設備が医療法等の要件を満たさない場合や営利目的で診療所を開設しようとする場合等に許可を与えない場合があります。

Q-2 同一敷地内で診療所を建て替える場合どのような手続きが必要になりますか。

A-2 開設場所が移動して町名や地番が変更となる場合、新たに診療所開設の手続き、また旧診療所については廃止の手続きが必要となります。

ただし、ご質問の内容のとおり同一敷地内(町名や地番が変わらない)での建て替えであれば、構造設備等の変更の手続きでも差し支えありません。

Q-3 診療所の構造設備すべてに使用許可が必要になりますか。

A-3 病床を有する診療所においてはその構造設備について使用の許可を受けなければ使用できません。使用の許可が必要な構造設備については厚生労働省の通知(平成12年6月8日健政発第707号)に記載されていますのでご確認ください。

Q-4 臨床研修等修了医師以外の者が開設した診療所において部屋の用途を変更する場合、特に医療法上の規程がない場合においても医療法第7条第2項の規程に基づく変更許可申請が必要になりますか。

A-4 必要になります。

Q－5 医師が訪問診療、往診のみを実施する場合、診療所開設の手続きは必要になりますか。

A－5 病院、診療所をすでに開設しており、その施設に係るものとして訪問診療、往診を実施する場合、医療法上、特に手続きは不要と解しますが、診療所の設備を設けず公衆又は特定多数のために医師個人が往診のみによって診療を実施する場合、診療所開設の手続きが必要となります。

Q－6 診療所の開設日は診療開始日と解してよいですか。

A－6 明確な定義はありませんので開設日と診療開始日が一致する必要はありません（開設者が開設日を決定して差し支えありません）。ただし、次の事項等にご留意ください。

- ・開設日において医療法等に求められる人員体制及び構造設備を有していること。
- ・診療所開設日以降でなければ医薬品卸業者から医薬品を購入できない場合があること。
- ・医療法上、開設後に届出するものについては開設日以前に届出しても受理されない場合があること。

Q－7 有床診療所を開設したいのですが、何か制限はありますか。

A－7 診療所では一般病床、療養病床を計19床まで設置できます。しかしながら、医療法上の医療計画において2次医療圏ごとに基準病床数を定めており、通常、既存病床数が基準病床数を上回っている2次医療圏では新たに病床を設置できません。設置を希望する場合は所管の保健所にお問い合わせください。

Q－8 休止の予定期間について制限はありますか。

A－8 休止する期間は原則最長1年となっています。1年以上休止する場合は診療所の廃止の手続きをお願いします。

Q－9 診療所を廃止する場合、医療法上の手続き以外にどのような手続きが必要になりますか。また、廃止後注意すべき事項はありますか。

A－9 例示になりますが、保険医療機関や生活保護の指定医療機関等になっている場合は、それぞれ所管の事務所への手続きが必要になります。

また、診療録（カルテ）等診療に関する記録については保存義務がある場合がありますので注意が必要です。